令和4年度官民連携新技術研究開発事業(特定課題)に係る公募要領

第1 総則

令和4年度官民連携新技術研究開発事業(特定課題)(以下「本事業」という。) に係る公募の実施については、この公募要領に定めるもののほか、官民連携新技術研究開発事業実施要綱(平成9年4月1日付9構改D第164号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)及び官民連携新技術研究開発事業実施要領(平成9年4月1日付9構改第165号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。)に定めるところによる。

なお、本公募は、令和4年度予算により実施する事業に係るものであるが、予算の 成立後速やかに当該事業を実施するため、予算の成立前に行うものであり、成立した 予算の内容に応じて、事業内容等の変更が有り得る。

第2 公募対象補助事業

【目的】

農業用水の水質保全や農村生活環境の改善を図る農業集落排水施設(以下「集排施設」という。)については、その多くが更新時期を迎える中、更新等に当たって、維持管理費負担の軽減、災害に伴う停電時の機能確保など施設の強靱化、温室効果ガス排出削減等を推進していくことが課題となっている。このため、本事業により、既存の集排施設に高効率機器・太陽光発電・蓄電池等の製品・技術を導入し、それらを効率的に連動させた運転実証を行い、平常時・非常時を通じたエネルギーの最適利用を実現するためのシステムの技術開発を行う。

【事業内容】

本事業は、令和4年度から令和7年度までの実施を予定しており、各年度の事業内容は次のとおり実施する予定とする(別添「事業工程(案)」及び「事業概要(案)」参照。)。

- 1 令和4年度
- (1) エネルギー最適利用システムの開発及び実証
 - ア 老朽化した集排施設の更新に当たり、持続的な事業運営の観点から、維持管理費負担の軽減を進める必要があり、また、地域の国土強靱化を進める観点から、豪雨や地震等に伴う電源途絶においても最低限の機能を確保する必要があり、さらに2050年カーボンニュートラルに向け温室効果ガス排出削減の取組を進める必要がある。このことから、個別システムが集合した集排施設における全体効率の最適化を図り、使用電力の低減を進めるとともに、通電の途絶時にも最低限の汚水処理機能の確保が可能な電源の強靱化対策を進めるための省エネ化、再エネ利用等の一体的なシステム(以下「エネルギー最適利用システム」という。)を開発するため、システムの全体像、既存の汚水処理システムにエネルギー最適利用システムを導入する際の効率的な手法及び実証方法を検討する。
 - イ エネルギー最適利用システムの開発に向けて、実証地区(2地区を想定)の選 定、導入可能性調査、実証設備の設計・製作等を行う。
- (2) 有識者等からの意見聴取

効果的な事業実施のため、有識者等からなる検討委員会を設置し、意見を聴取する。

- 2 令和5年度
- (1) エネルギー最適利用システムの開発及び実証
 - ア 現状の処理水質、発生汚泥量、使用電力量、運転管理状況等に関するデータの 収集・整理・分析等を行う。
 - イ 令和4年度に設計・製作した実証設備の据付工事等を実施する。
- (2) 有識者等からの意見聴取

効果的な事業実施のため、有識者等からなる検討委員会を設置し、意見を聴取する。

3 令和6年度

- (1) エネルギー最適利用システムの開発及び実証
 - ア 実証設備の導入後の処理水質、発生汚泥量、発電量、蓄電量、使用電力量、運転管理状況など各種データの収集・整理・分析等を行い、必要に応じて実証設備の改良等を行う。
 - イ 実証設備を活用し、平常時の省エネ化と非常時(停電時)の施設稼働時間の延伸等、蓄電容量に見合った運転・維持管理手法を検討する。
 - ウ 非常時(停電時)の汚水処理の自立運転の実証を行い、BCP(停電時の事業継続計画)を作成する。
- (2) 有識者等からの意見聴取

効果的な事業実施のため、有識者等からなる検討委員会を設置し、意見を聴取する。

4 令和7年度

- (1) エネルギー最適利用システムの開発及び実証
 - ア 温室効果ガス排出削減・維持管理コスト縮減等の定量的な効果検証を行う。
 - イ 令和4年度から令和6年度までの開発・実証で得られた結果を基に、エネルギー最適利用システムの導入に係る手引書を策定する。
- (2) 有識者等からの意見聴取

効果的な事業実施のため、有識者等からなる検討委員会を設置し、意見を聴取する。

第3 公募対象団体

公募に応募できる団体は、1の対象団体に掲げる団体であって、2の応募資格・条件等の全てを満たす単独の民間団体又は二以上の民間団体をもって構成される組合とする。

1 対象団体

民間団体(民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、 協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、特殊法人、認可法人等)

- 2 応募資格・条件等
- (1) 意思能力及び行為能力を有する団体であること。
- (2)補助事業等を遂行する資力を有する団体であること。
- (3) 法人格を有さない任意団体の場合は、会計処理や意思決定等の方法について規約等が整備されていること。
- (4) 試験研究機関(大学及び独立行政法人)と連携して事業実施する見込みがあること。

第4 補助対象経費の範囲

| · | | | |
|---|-----|-------------------------------|--|
| | 項目 | 内容 | |
| 1 | 賃金 | 本事業の実施に直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇 | |
| | | 用した者に対して支払う実働に応じた対価 | |
| 2 | 報償費 | 本事業の実施に直接必要な委員等謝金、講師等謝金、原稿執筆謝 | |
| | | 金及び資料収集等に協力を得た人に対する謝礼に必要な経費(社 | |
| | | 内規定等に基づく単価の設定根拠によること) | |
| 3 | 旅費 | 本事業の実施に直接必要な会議の出席、各種調査、打合せ及び資 | |
| | | 料収集等に必要な旅費、又は、技術指導を行うための旅費として | |
| | | 依頼した専門家に支払う旅費 | |
| 4 | 需用費 | 本事業の実施に直接必要な消耗品、自動車等燃料、印刷製本等の | |
| | | 調達に必要な経費 | |

| 5 | 役務費 | 本事業の実施に直接必要、かつ、それだけでは本事業の成果とは |
|----|-------|--------------------------------|
| | | なり得ない器具機械等の各種保守・改良、翻訳、分析及び試験等 |
| | | を専ら行うために必要な経費 |
| 6 | 委託料 | 本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を他の |
| | | 団体に委託するために必要な経費。ただし、事業の根幹を成す業 |
| | | 務の委託は認めない。 |
| 7 | 使用料及び | 本事業の実施に直接必要な車両等の借り上げ、駐車場、会議の会 |
| | 賃借料 | 場及び物品等の使用料、有料道路使用料に必要な経費 |
| 8 | 備品購入費 | 本事業の実施に直接必要な備品の購入に係る経費 |
| 9 | 給料、職員 | 「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化等について |
| | 手当等又は | (平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長 |
| | 技術員手当 | 通知)」に基づき算出される経費 |
| 10 | 共済費 | 1及び9に該当する者に対する共済組合負担金及び社会保険料等 |
| 11 | 補償費 | 本事業の実施に直接必要な業務の遂行上、一時的に必要となる仮 |
| | | 設的用地の借料 |
| 12 | 資材購入費 | 本事業の実施に直接必要な資材の購入費 |
| 13 | 機械賃料 | 本事業の実施に直接必要な機械・器具等の借料及び損料 |
| 14 | 調査設計費 | 本事業の実施に直接必要な調査及び実施設計に必要な経費 |
| 15 | 工事費 | 本事業の実施に直接必要な直接工事費、共通仮設費、現場管理費 |
| | | 及び一般管理費等施設整備に必要な経費 |
| 16 | 設備費 | 本事業の実施に直接必要な機械装置、制御盤、監視装置、配管類、 |
| | | 送・配電設備及びこれらに附帯する設備の購入、製造(改造を含 |
| | | む)、据付け、輸送並びに保管に必要な経費 |

なお、当該補助事業の仕入れに係る消費税等を消費税等納付額から控除できる団体 にあっては、仕入れに係る消費税等は補助対象経費にならないので注意すること。

第5 補助対象とならない経費

恒久的な建物等の建築に関する経費、不動産取得に関する経費及び本事業を実施しなくとも必要となる経費で、事業に直接関連のない経費。

管理費等事業共通で使用する経費については、事業分を明確に証明できない経費。

第6 補助金の額及び補助率

補助対象となる事業費は、令和4年度は100,000,000円以内、令和5年度から令和7年度の各年度は令和4年度と同額(想定額)以内とし、予算の範囲内において、事業の実施に必要となる経費を定額により補助する。

なお、補助金の額は、補助対象経費の金額の算定に誤りがないかどうか審査をした 上で決定するため、提案のあった額より減額されることがあるとともに、2年目以降 の予算については担保されているものではないため、当該年度の予算成立日以降に通 知する。

第7 説明会の開催

1 本事業に関する説明会を次のとおり開催する。

日時:令和4年2月16日(水)《開催時間は、参加者に対し別途連絡する。》

場所:Web会議型式で開催予定《参加者に対し別途連絡する。》

2 説明会への出席を希望する者は、別紙様式1「令和4年度官民連携新技術研究開発 事業(特定課題)に関する説明会出席届」を令和4年2月14日(月)までに第8の 4 「提出・照会等窓口」へ提出すること。

第8 課題提案書等の提出について

- 1 提出書類
- (1)「令和4年度官民連携新技術研究開発事業(特定課題)に関する課題提案書の提

出について」(別紙様式2)

- (2) 課題提案書(別紙様式3)
- (3) 事業費内訳 (別紙様式4) 《本事業を実施するために必要な経費をすべて記載すること。》
- (4) 定款、規約、寄付行為、業務方法書等の規約
- (5) 直近の資産、負債、収支予算及び収支決算等に関する事項が記載された財務関係 書類
- 2 提出方法

メール、持参又は郵送のいずれかにより提出すること。

3 提出期限

令和4年2月28日(月)午後6時15分まで

(郵送の場合は、令和4年2月28日(月)午後6時15分までに窓口必着とする。)

4 提出・照会等窓口

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農村振興局整備部地域整備課農村資源循環班

(本館5階ドア番号:本514)

TEL:03-3502-8111 (代表)

FAX: 03-3501-8358 e-Mail: hideyuki_inoue050@maff.go.jp

担当者:課長補佐 星 一樹(ホシ カスキ : 内線5615)

事業係長 井上 秀之(イノウエ ヒテニュキ:内線5615)

第9 課題提案書等の内容等

1 課題提案書は、別紙様式3の「記載に当たっての注意事項」に従い作成すること。 「記載に当たっての注意事項」に従った課題提案書ではない場合には、提案書の評価 を行わないことがあるので留意すること。

なお、課題提案書は日本語で記載すること。また、紙により提出を行う場合は、A4版・片面印刷(カラーページがある場合はカラー印刷)とすること。

- 2 提出された課題提案書に疑義が生じた場合は、確認のため問合せを行う場合がある。
- 3 課題提案書の作成・提出等に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- 4 一度提出された課題提案書等は、変更及び取消しができない。また、課題提案書等は返却しない。
- 5 課題提案書等は、当該公募に係る事務手続以外の目的で、応募者に無断で使用しない。

第10 課題提案書の選定(特定)

- 1 補助金等交付候補者の選定は、農村振興局整備部関係補助金等交付先選定審査委員会(以下「選定審査委員会」という。)において、審査基準に基づき、提出された課題提案書等について審査の上、選定する。
- 2 課題提案書等の内容を選定審査委員会に対して説明する機会を設けないため、提出 された課題提案書等のみをもって審査し、選定する。
- 3 補助金等交付候補者は、令和4年度から令和7年度の4年間で同一の1団体を予定している。

ただし、提出された課題提案書等を審査し、補助事業遂行能力が備わっていないと 判断できる場合又は応募者が1団体であった場合は、補助金等交付候補者として選定 しない。

第11 選定結果の通知

選定審査委員会における審査・選定の結果、補助金等交付候補者として選定された 団体に対しては選定された旨を、補助金等交付候補者として選定されなかった団体に 対しては選定されなかった旨を、それぞれ令和4年度予算成立日までに通知する。

また、補助金等交付候補者として選定された団体の名称等は、公表する。

第12 事業の実施に必要な手続等

- 1 補助金等交付候補者は、本事業を実施しようとするときは、官民連携新技術研究開発事業特定課題実施計画書(以下「特定課題計画書」という。)を作成し、農村振興局長に提出してその承認を受けるものとする。
- 2 補助金等交付候補者は、前項の承認を受けたときは、試験研究機関と共同研究の手 続を締結するものとする。
- 3 補助金等交付候補者は、試験研究機関との連携の下に、特定課題計画書に基づき事業を実施するものとする。

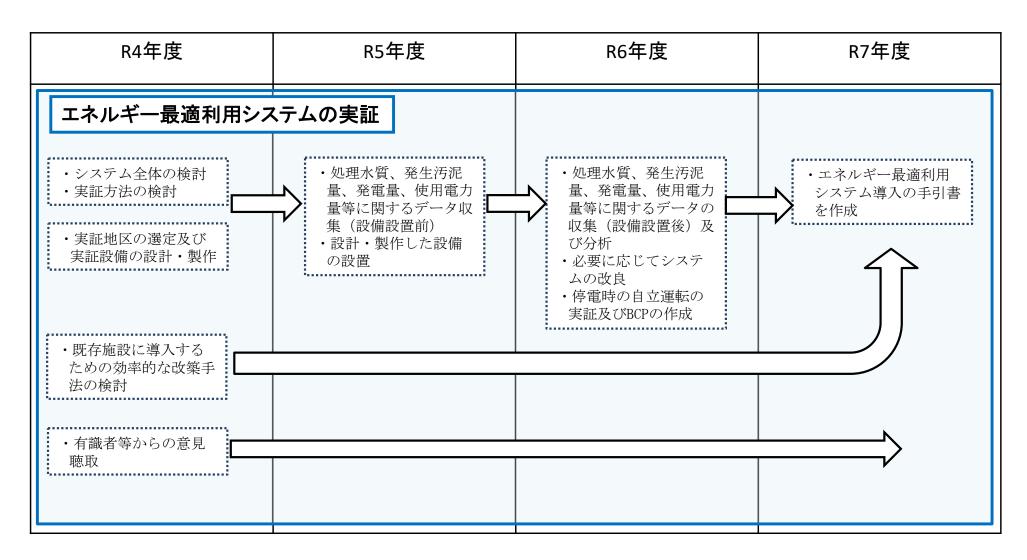
第13 主な留意事項

- 1 本事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、実施要綱、実施要領及び官民連携新技術研究開発事業補助金交付要綱(平成9年4月1日付9構改第166号農林水産事務次官依命通知)に従うこと。
- 2 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該証拠書類又は証拠物を、本 事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備し保管すること。
- 3 本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、本事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図ること。

なお、当該財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条第4号の規定により農林水産大臣が定める処分制限財産とし、農林水産大臣が別に定める期間内において、当該財産を農村振興局長の承認を受けて処分したことにより、収入があったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

- 4 本事業に関して知り得た業務上の秘密については、事業の実施期間中であるか否か にかかわらず、第三者に漏らしてはならない。
- 5 人件費の算定等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化 について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長 通知)」に従うこと。

事業工程(案)



官民連携新技術研究開発事業(特定課題(拡充))

ポイント

農業集落排水施設におけるエネルギーの最適利用を通じた強靱化・グリーン化の推進

課題

〇 農業集落排水施設については、多くの施設が更新時期を迎えている中、維持管理費負担の軽減、災害に伴う停電 時の機能確保など施設の強靱化、温室効果ガス排出削減等が課題となっている。

事業内容

農業集落排水施設におけるエネルギー最適利用の技術開発

農業集落排水施設において、高効率機器・太陽光発電・蓄電池等を組み合わせて、平常時・非常時を通じたエネルギーの最適利用を実現するための技術を開発・実証。

